

# 青森県報

第二千三百三十八号

平成十六年  
六月十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

結核予防法による医療機関の指定	(保健衛生課)	一
飼料の試験の結果の概要	(畜産課)	一
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	三

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活政策課)	四
右 同	(同)	四
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営振興課)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
土地改良区の解散	(農村整備課)	七
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表	(河川砂防課)	七
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所)	七
右 同	(同)	七
右 同	(同)	八
右 同	(同)	八
右 同	(十和田県土整備事務所)	八

## 公安委員会

型式の検定適合遊技機.....(生活保安課) 九

## 告 示

青森県告示第四百三十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ハッピー・ドラッグ 五戸店	三戸郡五戸町字中道八の一	平成一六・五・二
ジャスコ下田店薬局	上北郡下田町字中野平四〇の一	一六・五・二〇
おさないクリニック	青森市大字平新田字森越三三の六	一六・六・一
サン調剤薬局東ハイ パス店	青森市大字平新田字森越三三の九	"

青森県告示第四百三十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成十六年五月七日、十日及び十四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶 性 窒 素 %	へ ろ シ ン 率 %	T D N %		M E kcal/kg	そ の 他 の 査 水分%	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24 6	同左	ノーサン印 子豚育成用配 合飼料 ヌパートG	16.5	16.3	3.4	0.59	0.49	2.5	4.0				77.0		14.2		
				17.4	6.1	4.77	0.57	2.6	14.4				2.880	11.8			
				16.5	19.2	8.0	0.77	0.49	2.4	4.4			3.280	12.7			
				16.5	18.0	6.4	4.23	0.62	2.7	13.2			2.900	12.1			
				16.5	14.0	3.8	0.72	0.42	4.6	5.0			74.9	13.6			
有限会社丸三三浦商 店 八戸市大字市川町字 下揚49 7	同左	65%フイッシュミール	16.3	71.5	9.8				13.4	0.1				6.8			
				16.4	17.8	5.4	3.51	0.47	3.0	11.1				11.7			
昭産商事株式会社 青森支店 青森市問屋町二丁目 15 9	同左	ヌルニ印配合飼料 ノーパ 17	16.4														

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県知事 藤田 三 枝 申 告

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 枝 申 告

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年七月十日まで青森県国土整備部  
道路課におこし一般の閲覧が可能である。

青森県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年七月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間		変更の前後		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三三九号	北津軽郡板柳町大字飯田字上柳田六から 北津軽郡板柳町大字飯田字上柳田二〇二まで		後	前	一五・八〇〇メートルから 一五・〇〇〇メートルまで	四二五・五〇メートル	
			南津軽郡浪岡町大字吉野田字熊沢二二から 南津軽郡浪岡町大字郷山前字上野六四の一まで	後	前	二一・六〇〇メートルから 二一・〇〇〇メートルまで	五九九・五〇メートル		
2	県 道	五所川原浪岡線	南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元一六〇の一から 南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元三二五の一九まで		後	前	二六・七〇〇メートルから 二六・六〇〇メートルまで	三〇四・二〇メートル	
			弘前市大字小友字田野三七〇の二から 弘前市大字種市字小島一九九の一まで	後	前	二一・五〇〇メートルから 二一・〇〇〇メートルまで	二、七五八・〇〇メートル		
3	県 道	常海橋銀線	北津軽郡板柳町大字常海橋字滝袋三四の一五から 南津軽郡浪岡町大字銀字前田三の一八まで		後	前	二六・六〇〇メートルから 二六・〇〇〇メートルまで	五、〇〇五・七〇メートル	
			北津軽郡板柳町大字常海橋字滝袋二四八から 南津軽郡浪岡町大字杉沢字山元四五四の五七一まで	後	前	二六・〇〇〇メートルから 二六・〇〇〇メートルまで	五、〇〇五・七〇メートル		
4	県 道	小友板柳停車場線	北津軽郡板柳町大字常海橋字滝袋三四の一五から 南津軽郡浪岡町大字銀字前田三の一八まで		後	前	二六・六〇〇メートルから 二六・〇〇〇メートルまで	五、〇〇五・七〇メートル	
			北津軽郡板柳町大字常海橋字滝袋二四八から 南津軽郡浪岡町大字杉沢字山元四五四の五七一まで	後	前	二六・〇〇〇メートルから 二六・〇〇〇メートルまで	五、〇〇五・七〇メートル		
5	県 道	常海橋銀線	北津軽郡板柳町大字常海橋字滝袋二四八から 南津軽郡浪岡町大字杉沢字山元四五四の五七一まで		後	前	二六・〇〇〇メートルから 二六・〇〇〇メートルまで	五、〇〇五・七〇メートル	
			北津軽郡板柳町大字常海橋字滝袋二四八から 南津軽郡浪岡町大字杉沢字山元四五四の五七一まで	後	前	二六・〇〇〇メートルから 二六・〇〇〇メートルまで	五、〇〇五・七〇メートル		

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道 三三三九号	北津軽郡板柳町大字飯田字上柳田六から 北津軽郡板柳町大字飯田字上柳田二〇二まで	平成一六・六・二
県道	八戸市大字田向字テンドウ平六の七から	一六・六・二五

八戸大野線 八戸市大字十日市字西六一の五まで

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年五月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会

三 代表者の氏名

蛭名 信

四 主たる事務所の所在地

青森市大字野尻字今田五二の四 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館内

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内のすべての障害者に対して、スポーツにふれあつたための環境作りやスポーツの普及および振興に関する事業を行ない、障害者スポーツの可能性の追及と発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年五月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハート&ハート

三 代表者の氏名

西谷 昌彦

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字城東中央三丁目四の二二 スカイトウン弘前九〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法に基づく在宅介護及び介護保険制度適用外の高齢者の宅老所運営や、駐車違反取り締まり業務の民間委託活用等による就労支援を行うことにより、心と心の結びつきによるコミュニケーション社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東青森駅構内商業施設

青森市大字田屋敷字増田一六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日本貨物鉄道株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一

代表取締役 伊藤直彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年六月十一日から同年七月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター

青森市八重田四丁目二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年六月十一日から同年七月十一日まで  
3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三内ショッピングセンター

青森市大字三内字稲元一〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間  
平成十六年六月十一日から同年七月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガベニーマーケット観光通店

青森市青葉三丁目六の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年六月十一日から同年七月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市城東第五地区土地区画整理地区内六一街区一区画外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

北海道リーシングシステム株式会社

北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一

代表取締役 堀澤勝己

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年六月十一日から同年七月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター弘前店

弘前市城東第五地区土地区画整理事業地内五五街区の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年六月十一日から同年七月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

浪岡ショッピングセンター

南津軽郡浪岡町大字浪岡字松島一三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表執行役 岡田元也

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び浪岡町役場

2 期間

平成十六年六月十一日から同年七月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、浪岡町役場にあつては、その執務時間内とする。

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、新釜土地改良区は、平成十六年六月三日解散したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条の四第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系

名称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
平川上流	左岸 南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉ノ木五六番地八地内 福島橋下流端 右岸 南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田六八番地二地先福島橋下流端	左岸 弘前市大字撫牛字字橋本六三五番地先JR平川第一橋梁上流端 右岸 南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳二番地六地先JR平川第一橋梁上流端

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八戸鉄工協同組合

二 代表者の氏名 越村 幸男

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目六の一七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第三〇〇一四九号

五 取消年月日 平成十六年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社高橋工業

二 代表者の氏名 高橋 巨人

三 主たる営業所の所在地 三戸郡福地村大字高橋字高橋三六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四七四五号

五 取消年月日 平成十六年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 工藤産業株式会社

二 代表者の氏名 工藤 与一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南郷村大字中野字治仏塚二五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一六九一六号

五 取消年月日 平成十六年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 沼壹建設株式会社

二 代表者の氏名 沼山 義知

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字外蛭沢前平七九の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(特 一一)第六五八七号

五 取消年月日 平成十六年五月十三日

六 取消しに係る建設業の許可



七 建築工事業に係る特定建設業の許可  
取消しの原因となった事実

平成十六年四月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年六月十一日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR新海百景VS	株式会社ソフィア
"	CR新海百景GS	"
"	CR新海百景VR	"
回胴式遊技機	マツリドウラク 30	岡崎産業株式会社

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭